

消防の仕組みについて

1 消防の任務（消防組織法第1条）

- (1) 火災から国民の生命、身体及び財産を保護すること。
- (2) 水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減すること。
- (3) 災害等による傷病者の搬送を適切に行うこと。

2 市町村の役割（消防組織法第6条）

- (1) 消防は原則、市町村が行い、当該区域内の消防に関する責任を有する。
- (2) このため、実動部隊（航空消防隊を含む）は市町村が保有。

3 都道府県の役割

- (1) 市町村消防が十分に行われるよう当該都道府県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図ることが中心。
- (2) 市町村の消防を支援するため、航空消防隊の任意設置が例外的に実動的な事務として規定。

【消防組織法 第30条（平成15年6月新設）】

- ① 都道府県知事は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができる。
- ② 都道府県の知事及び市町村長は、前項の規定に基づく市町村の消防の支援に関して協定することができる。
- ③ 都道府県知事は、第1項の規定に基づく市町村の消防の支援のため、都道府県の規則で定めるところにより、航空消防隊を設けるものとする。

4 消防庁の役割

- (1) 消防の実動部隊は、市町村に属しているため、消防庁の役割は、制度の企画立案が主たるものであり、市町村消防への関与も技術的助言が中心。
- (2) ただし、消防庁長官は、阪神・淡路大震災の教訓から生まれた緊急消防援助隊を出動させることが可能。

【緊急消防援助隊とは】

被災地の消防力では対応困難な大規模災害が発生したときに、消防庁長官の「求め」又は「指示」によって被災地に派遣される全国的な応援の制度。

消防防災ヘリコプターの法的位置づけについて

1 消防隊

○ 消防法第2条8項に規定する消防隊

消防器具を装備した { 消防吏員
若しくは
消防団員 } の1隊

または

消防組織法第30条に規定する都道府県航空消防隊



2 救急隊

○ 消防法施行令第44条及び第44条の2 に規定する救急隊

救急隊

とは

救急自動車1台及び「救急隊員」3人以上（ただし転院搬送で医師等同乗の場合は2名で可）
又は航空機1機及び「救急隊員」2人以上



で編成

消防防災ヘリコプターの任務の困難性

1. 消防防災ヘリコプターの任務

(1) 救助活動

山岳遭難、河川・海等の水難事故、高層建物火災等における捜索及び救助を行う。ヘリコプターが空中停止（ホバリング）した状態で、機体に装備しているホイスト装置を使用して、救助員を降下させ救助する



(2) 救急活動

病院まで長時間の搬送を要する地域での事故や急病などが発生し、救命救急センター等への搬送が必要な場合には、機内に救急資機材を搭載し、救急救命士等が救急処置を行いながら患者の搬送を行う。また、救急現場への医師・看護師等の搬送も行う。



(3) 空中消火活動

建物火災・船舶火災・林野火災等の地上から火点に近づくことが困難な場合に、消火タンクや消火バケットを使用して上空から消火活動を行う。



(4) 情報収集活動

火災、救助等の災害が発生した場合や地震などの大規模災害が発生した場合に、ヘリコプターテレビ電送システム等により映像送信し、上空からの災害状況及び被害状況等の災害情報を地上部隊や災害対策本部に伝達することで、効果的な消防活動支援を行う。



(5) 物資輸送

災害の状況により、緊急に物資が必要な場合や被災地の孤立により地上からの輸送が困難な場合などに、消防活動に必要な資機材や水・食料などの物資を機内に搭載又は機外吊り下げにより輸送を行う。



(6) 広域応援（緊急消防援助隊活動等）

全国各地で発生する大規模災害に対して、被災県や国からの要請に基づき、緊急消防援助隊航空小隊として出動し、応援活動を行う。また、海外の災害に対しては、国際消防救助隊（IRT）としてヘリコプターが出動する。



2. 消防防災ヘリコプターの任務の困難性

消防防災ヘリコプターは、救助、救急、空中消火など、多岐にわたる活動を実施している。また、山間部等の災害では、ホイスト救助などの活動を強いられるため、その操縦士には高度な技術等が求められている。

平成 24 年 消防防災ヘリコプターによる山岳救助のあり方に関する検討会報告書 第 4 章 訓練及び技能管理（抄）

1 教育訓練

(1) 訓練の基準（略）

(2) 指揮能力の向上

航空救助活動における指揮は、災害をはじめ事故による人命救助や被害を軽減するための活動を、安全で効率的に行うために航空隊を運用することである。具体的には、指揮者における災害状況把握や予測・予見に基づく判断・意思決定、これに伴う指示・命令、部隊運用・管理、そして安全管理である。このように航空救助活動における指揮は、組織の安全管理上、最も重要であり、人事異動等によって、相対的な指揮能力の一時的な低下も考えられることから、今後とも指揮者の養成と指揮能力向上に取り組んでいかなければならない。

(3) 航空隊員への安全管理のための訓練・研修体制の構築（略）

(4) 訓練時における安全管理体制の構築（略）

(5) 操縦士の航空救助活動時における操縦技術の向上

操縦士の航空救助活動時における操縦技術の向上を図ることは、日頃から継続して取り組むべき重要事項であり、その優先度も高いと考えられる。しかしながら、航空救助活動時における操縦技術の向上は、短期間で修得することはできず、継続的・計画的に行わなければならないことである。このため、通常のヘリコプターの操作技術に加えて、航空救助活動時における操縦技術の向上について、組織的に取り組むものとする。

(6) 操縦士の技能管理

第 2 章及び第 3 章から、山岳地帯でのホバリングでは、山岳地帯特有の気流や気象の影響がある

ため、操縦士にはある程度の経験が要求されることが示された。そのため、ホバリング救助を実施する操縦士の技術的要件として、実際想定される山岳地帯においてホバリング救助の訓練経験があることを要件とし、飛行経験のない山岳地帯でのホバリング救助は極力行わないものとする。ただし、救助活動の可能性のある山岳地帯全てにおいて訓練を実施することは現実的に難しいと考えられるため、その地域を想定した訓練を実施することでカバーするよう努める。また、ホバリング救助訓練の実施結果及び記録は、航空隊責任者が管理し、出動判断材料に活用するほか、操縦訓練に反映させ、航空隊全体のバランスを考慮しながら、操縦技術の向上を目指すことが望まれる。

2 山岳登山訓練（略）

3 地上隊との連携訓練（略）

4 操縦士の地形慣熟訓練

操縦士は、山岳救助に行く際に、その周辺を飛行したことがあるかないかは重要な出動判断につながり、更に可能な場合には、その山に自らの足で登ってみることも有効である。地形に慣熟するということは、その山岳地帯の危険要素を把握し、気象の特性についてもある程度の予想が立てられるという強みがある。

3. 大規模災害活動事例（地震・自然災害）

(1) 東日本大震災（別添1参照）

1. 発生日時
平成23年3月11日
2. 出動件数 / 救助・救急人員
977回 / 1,552人
3. 活動概要
情報収集活動、救急救助活動、緊急物資輸送活動
4. 活動の特徴
津波により孤立した地区の救助活動及び物資搬送。県外の病院への救急搬送

(2) 伊豆大島土砂災害

1. 発生日時
平成25年10月16日
2. 出動件数 / 輸送人員
109回 / 433人
3. 活動概要
隊員輸送・緊急物資輸送活動
4. 活動の特徴
ヘリコプターの機動力を活かした離島への人員輸送及び物資搬送

(3) 平成26年2月14日からの大雪による災害

1. 発生日時
平成26年2月14日
2. 出動件数 / 救助・救急人員
92回 / 142人
3. 活動概要
救急救助活動、緊急物資輸送活動、情報収集活動
4. 活動の特徴
積雪により孤立した地区の救助活動及び物資搬送

(4) 広島市土砂災害（別添2参照）

1. 発生日時
平成26年8月20日
2. 出動件数 / 救助・救急人員
56回 / 10人
3. 活動概要
情報収集活動、救急救助活動、緊急物資輸送活動
4. 活動の特徴
土砂崩れが発生した場所の情報収集

4. 大規模災害活動事例（林野火災）

(1) 群馬県桐生市菱町二丁目地内 黒部ダム付近山林（別添3参照）

1. 発生日時 / 鎮火日時
平成 26 年 4 月 15 日 22 時 20 分頃 / 平成 26 年 5 月 2 日 18 時 00 分
2. 焼損面積
約 260ha
3. 活動概要
 - ・消防防災ヘリコプター
7 機出動（群馬県、埼玉県、栃木県、山梨県、茨城県、福島県及び新潟県）
⇒総散水回数及び散水量
564 回 / 304,600L (304.6 m³)
 - ・自衛隊機
6 機出動

(2) 岩手県盛岡市玉山区地内

1. 発生日時 / 鎮火日時
平成 26 年 4 月 27 日 時刻不明 / 平成 26 年 5 月 5 日 12 時 00 分
2. 焼損面積
約 80ha
3. 活動概要
 - ・消防防災ヘリコプター
5 機出動（岩手県、青森県、秋田県、宮城県及び福島県）
⇒総散水回数及び散水量
181 回 / 81,050L (81.05 m³)
 - ・自衛隊機
4 機出動

(3) 長野県岡谷市川岸西地内

1. 発生日時 / 鎮火日時
平成 27 年 3 月 31 日 11 時 59 分 / 平成 27 年 4 月 2 日 5 時 57 分
2. 焼損面積
約 300ha
3. 活動概要
 - ・消防防災ヘリコプター
6 機出動（長野県、群馬県、東京消防庁、埼玉県、富山県及び岐阜県）
⇒総散水回数及び散水量
95 回 / 60,800L (60.8 m³)
 - ・自衛隊機
5 機出動

東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日発生）

東日本大震災記録集（平成 25 年 3 月消防庁）

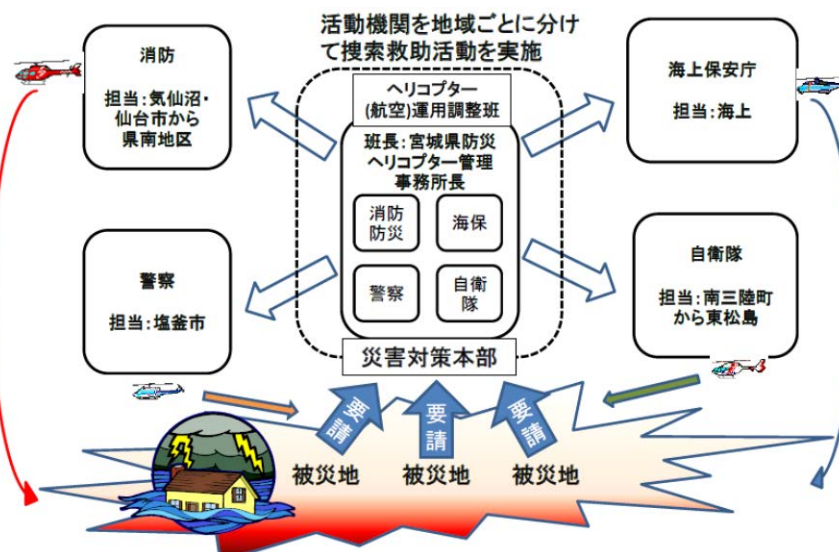
第 4 章 消防庁・消防機関等の活動 6. 緊急消防援助隊の活動（抜粋）

表 4.6-5 東日本大震災における緊急消防援助隊航空部隊等の活動

受援県	活動緊援隊	ヘリベース等	派遣期間	延日数	最大応援隊数 ※実働数	受援県 ヘリ数	消火可能 機体数 (12日)	救助人員 ※暫定値	救急人員 ※暫定値	最大 震度
岩手県	北海道、秋田県(地上支援) 埼玉県、東京消防庁 横浜市、静岡県、静岡県 浜松市、富山県、石川県 三重県、名古屋市、岐阜県 兵庫県、神戸市、鳥取県 広島県、広島市、高知県 北九州市、長崎県、宮崎県	花巻空港	3月11日 ～5月19日	70日間	17機 (3月14日)	1機	7機	16	180	6弱
宮城県	札幌市、青森県、栃木県 山形県、新潟県、長野県 群馬県、山梨県、和歌山県 東京消防庁、石川県、愛知県 名古屋市、大阪市、京都市、 三重県、広島県、鳥取県、 徳島県、岡山県、岡山市、 山口県、北九州市、熊本県	山形空港 グランディ21 霞目駐屯地 福島空港	3月11日 ～5月31日	82日間	21機 (3月16日)	1機 (3/14～ 4/4) 2機	7機	859	366	7
福島県	新潟県、群馬県、茨城県、 福井県、滋賀県、川崎市、 千葉市、東京消防庁、奈良県、 京都市、大阪市、広島市、 愛媛県、香川県、福岡市、 大分県、鹿児島県	福島空港	3月11日 ～4月30日	51日間	10機 (3月12-14- 18-20日)	1機	7機	31	46	6強
茨城県	埼玉県	つくばHP	3月11日 ～3月12日	2日間	1機 (3月11-12日)	1機	0機	3	3	6強
長野県	京都市、大阪市	松本空港	3月11日 ～3月12日	2日間	2機 (3月12日)	1機	0機	32	0	6強余震 3月12日
新潟県	東京消防庁	新潟空港	3月12日	1日間	1機 (3月12日)	1機	0機	0	0	6弱余震 3月12日
静岡県	東京消防庁、横浜市	静岡HP	3月15日 ～3月16日	2日間	2機 (3月16日)	1機	0機	0	0	6強余震 3月15日

平成 23 年 6 月 1 日時点

図 4.6-20 宮城県における航空部隊運用調整状況の例（平成 23 年 3 月 12 日）



（１）空中消火事例¹⁾²⁾³⁾

発災当初より宮城県気仙沼市大浦地区及び大島地区では林野火災が発生しており、ヘリコプターによる空中消火が検討されていた。平成23年3月14日は強風のため実施できず、翌15日、東京消防庁の消防防災ヘリコプター「ひばり」に消火バケットを装着し、仙台市の市街地1回、大島地区山林9回、大浦地区山林3回、計13回空中消火を実施した。

4月16日には、茨城県防災航空隊が福島県相馬郡飯舘村小宮地内の林野火災にて、空中消火7回計3,900ℓ散水を実施した（写真4.6-62）。



写真 4.6-62 茨城県防災航空隊ヘリによる消火活動（福島県飯舘村）²⁾

4月7日から15日にかけて、千葉市消防航空隊は須賀川市、いわき市、田村市の林野火災に対し空中消火により消火活動を実施した（写真4.6-63）。



写真 4.6-63 いわき市林野火災の活動状況（千葉市消防局）³⁾

（２）救助事例¹⁾²⁾

平成23年3月12日、札幌市消防航空隊は宮城県仙台市宮城野区及び若林区の2つの小学校から避難路を断たれた住民等236人を救出した（写真4.6-64）。



写真 4.6-64 仙台市宮城野区小学校の屋上で救助を求める住民²⁾

3月12日及び13日に、東京消防庁航空隊は、宮城県気仙沼市で孤立した建物に残された住民の救助活動を、ヘリコプターによる吊り上げ救助により対応した（写真4.6-65、写真4.6-66）。



写真 4.6-65 逃げ遅れた被災者をヘリにより救助¹⁾

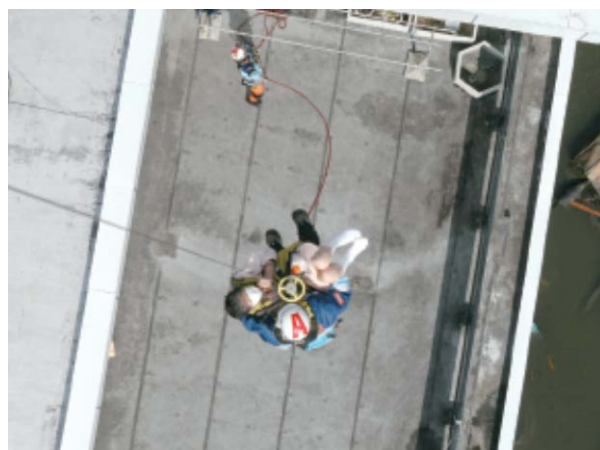


写真 4.6-66 気仙沼市内のビル屋上からの救助（東京消防庁）²⁾

1) 東京消防庁 東日本大震における活動の記録 平成24年3月

2) 全国消防長会 東日本大震災活動記録誌 平成24年3月

3) 千葉県消防長会 東日本大震災記録誌～県内被害状況と千葉県隊派遣の全記録～ 平成24年2月

3月12日に山梨県消防防災航空隊は、岩沼市阿武隈川場外離着陸場をフォワードベース^{*1}とし、宮城県亘理町浜吉田地区での救助活動を行った（写真4.6-67）。

夕方までに8回の救助活動で54人を救出し、阿武隈川場外離着陸場で仙南消防救急隊に引渡し、又は、みやぎ県南中核病院への搬送も行った。



写真 4.6-67 山梨県消防防災航空隊による救助活動
（宮城県亘理町吉田地区）¹⁾

3月12日、京都市消防航空部隊は、埼玉県ホンダエアポートで待機中の3時39分頃に発生した長野県北部地震のため、長野県北部の上空調査を命ぜられ、長野県松本空港に向かった。そこで、崩壊した情報のあった野沢スキーダム湖の調査、秋山郷周辺の土砂崩れの調査、栄村・秋山地区の状況調査を実施した。

同日13時47分には松本空港を離陸し、栄村小滝地区で取り残されている住民21人の救助活動を実施した（写真4.6-68）。



写真 4.6-68 京都市消防航空部隊による孤立村民の救助活動（長野県栄村）¹⁾

（3）救急搬送事例

静岡県隊は、静岡市消防航空隊、浜松市消防航空隊、静岡県消防防災航空隊の3機のヘリコプターが交代で岩手県花巻空港を拠点に、情報収集活動、救急搬送活動、物資の搬送などを実施した（写真4.6-69）。



写真 4.6-69 航空隊による救急活動（静岡県隊）¹⁾

広島市消防航空隊の第1次派遣隊（3月12日から3月23日）は、岩手県において救急活動4件、救助活動2件、情報収集活動5件、物資搬送活動4件を行った。また第2次派遣隊（4月3日から4月5日）は、福島県で、情報収集活動1件、救急活動1件を行なった。第3次派遣隊（4月30日から5月4日）は、岩手県で、情報収集活動1件、救急活動2件を行った（写真4.6-70）。



写真 4.6-70 岩手県立宮古病院から岩手医科大学病院への転院搬送（広島市消防航空隊、平成23年5月3日）²⁾

1) 全国消防長会 東日本大震災活動記録誌 平成24年3月

2) 広島市消防局 東日本大震災 活動記録集 平成24年7月

*1 フォワードベースとは、ヘリコプター部隊の運用を円滑にするための活動拠点

広島市土砂災害（平成26年8月20日発生）

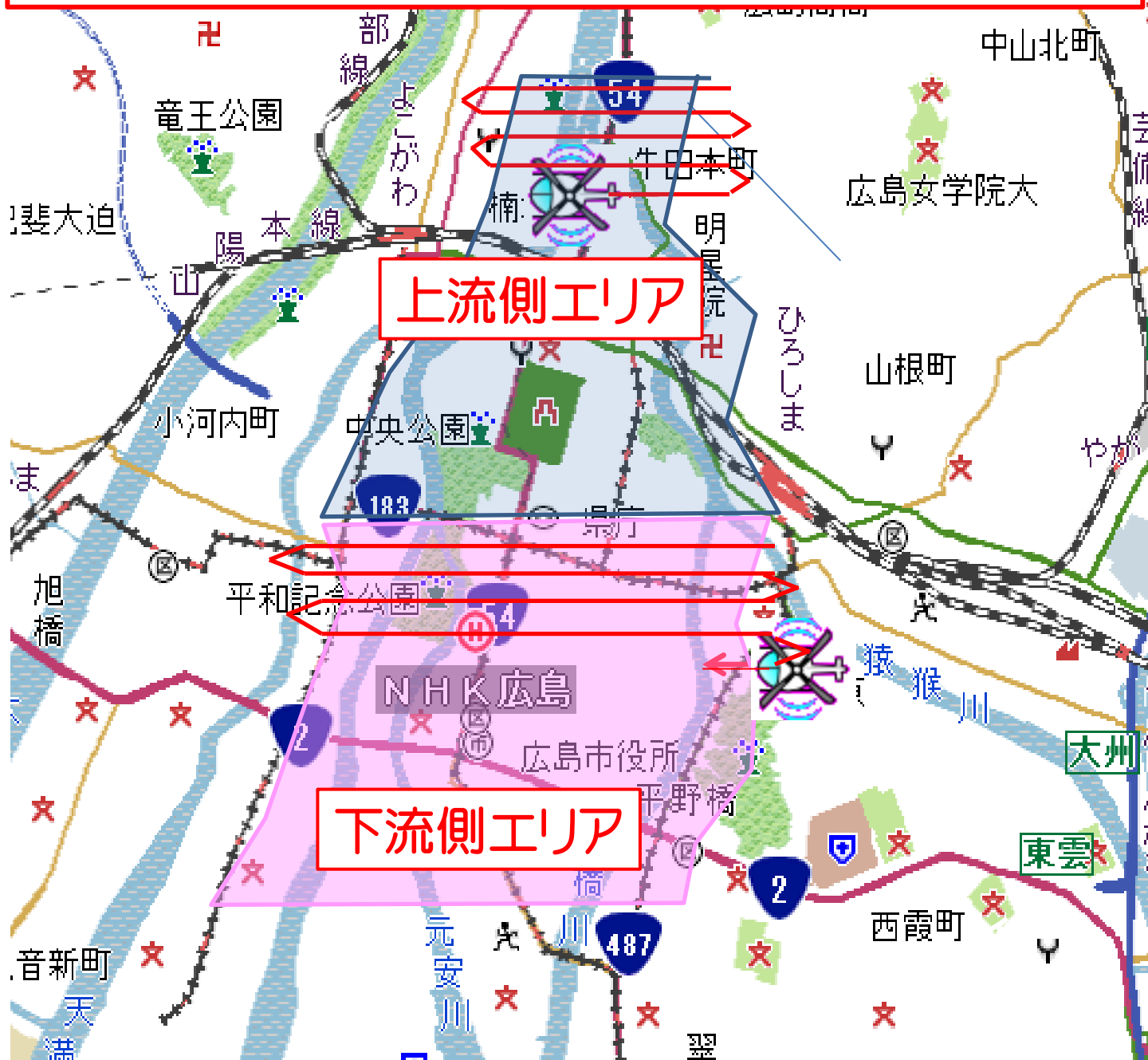
別添2

【災害概要】

○8月20日、広島市安佐北区、安佐南区等、複数箇所で大規模な土砂崩れが発生。
（被害：死者：74名、物的被害：全壊174棟、半壊187棟）

○同日、広島県防災航空隊及び広島市消防航空隊により、9名救救助。

○同日、広島県警察より広島市消防に対し、土石流により川に流された可能性がある男性1名のヘリによる搜索要請があり、消防防災ヘリ6機が翌21日早朝より搜索活動を開始。

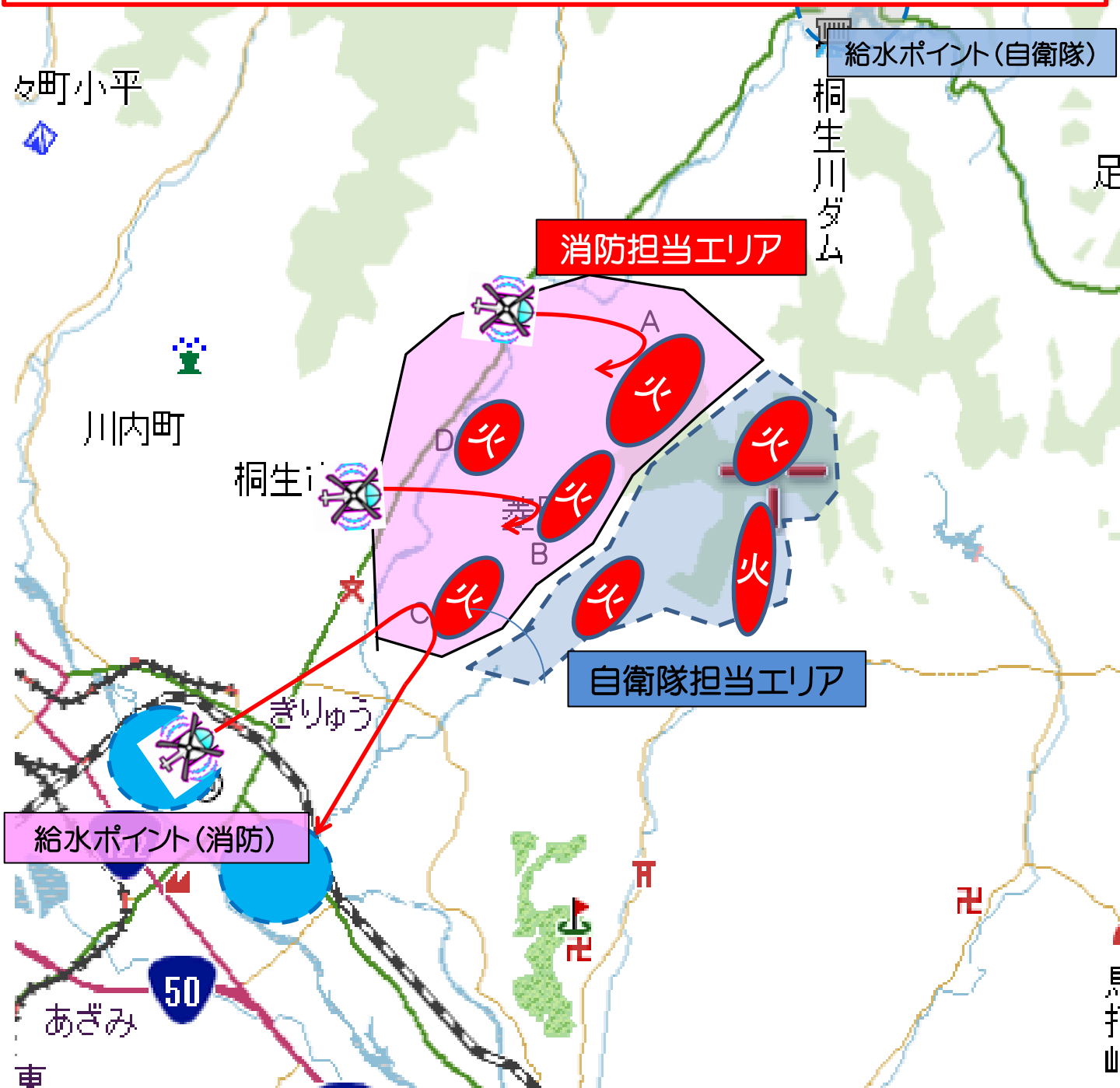


群馬県桐生市林野火災(平成26年4月15日発生)

別添3

【災害概要】

- 4月15日、群馬県桐生市黒川ダム付近で林野火災が発生。
(被害: 山林約260ha焼損を焼損し、5月2日に鎮火)
- 消防防災ヘリ7機・自衛隊ヘリ6機の計13機が出動し、消火担当区域を消防担当エリアと自衛隊担当エリアに区域分けして空中消火活動を実施。



消防防災ヘリコプターの充実強化

1 消防防災ヘリコプターの 365 日・24 時間運航体制

平成 19 年度～20 年度、消防庁において「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会」を開催。この中で、「消防防災ヘリコプターは、他の消防隊や救急隊と同様に、いつどこで災害が発生しても素早く対応できるよう、365 日 24 時間常時即応できる体制を確保する方針」が示されたが、操縦士等の不足等により、多くの団体に体制確保が困難な状況にある。

消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成 21 年 3 月）

消防防災ヘリコプターの 365 日・24 時間運航体制について

《背景》

○消防防災ヘリコプターの夜間需要

夜間においても、自然災害に係る各種活動、緊急消防援助活動、救急活動、火災の情報収集活動については、出動需要がある。

- ・大規模災害発生の可能性は昼夜変わらず → 緊急消防援助隊の出動需要
- ・建物火災の発生率は夜間が高い → 火災現場の情報収集出動需要
- ・ドクターヘリの運航
 - 救急事故に対するヘリコプターの有効性認識高まる
 - 救急事案への出動需要

消防防災ヘリコプターは、他の消防隊や救急隊と同じように、いつどこで災害が発生しても素早く対応できるよう、365 日・24 時間常時即応できる体制を確保する必要がある



《現状》

○365 日・24 時間常時即応体制で待機している航空隊

- ・宮城県（隔日）、埼玉県、仙台市消防局 及び 東京消防庁の 3 団体のみ
- ※現在は、上記団体に加え、川崎市 及び 京都市が待機



《今後の方針》

○概ね 10 年～15 年を目途

あらゆる業務に対応可能なメンバー構成で全航空隊が夜間待機

2 大規模災害時での消防防災ヘリコプターの有効活用

消防防災ヘリコプターは、東日本大震災を教訓として今後発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下地震等で緊急消防援助隊の核となる部隊として活動が期待されている。

(1) 救助活動

「東日本大震災における津波災害に対する消防活動のあり方研究会（救助活動分科会報告書（抜粋）」

津波浸水により発生した孤立地域や建物の屋上等に取り残された人々の救助などにはヘリコプターは極めて有効であり、津波災害時におけるヘリコプターと連携した人命検索・救助方法についての更なる体制整備が必要である。

(2) 部隊移動・資機材搬送

「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申（抜粋）」

三連動地震や首都直下地震等の大規模地震発生時には、高速道路をはじめとする主要幹線道路等が寸断され、陸路では被災地まで被災地まで到達できない可能性が懸念される。こうした事態に備え、空路や海路を有効に活用して、緊急消防援助隊を確実に被災地へ投入できるよう、機動的な体制を早急に構築することが求められる。各省庁・自衛隊等の関係機関との連携を含め、航空機による人員・資機材の投入手法の検討、関係機関との合同訓練の推進等を行うことが必要である。

また、緊急消防援助隊の広域活動拠点のあり方を検討するに当たっては、例えば、空路等により被災地に入った緊急消防援助隊の隊員が当該拠点に備わる車両、資機材等を活用して消防活動が行えるよう、航空機による人員・資機材の投入と併せて検討を進めることが必要である。

(3) 情報収集

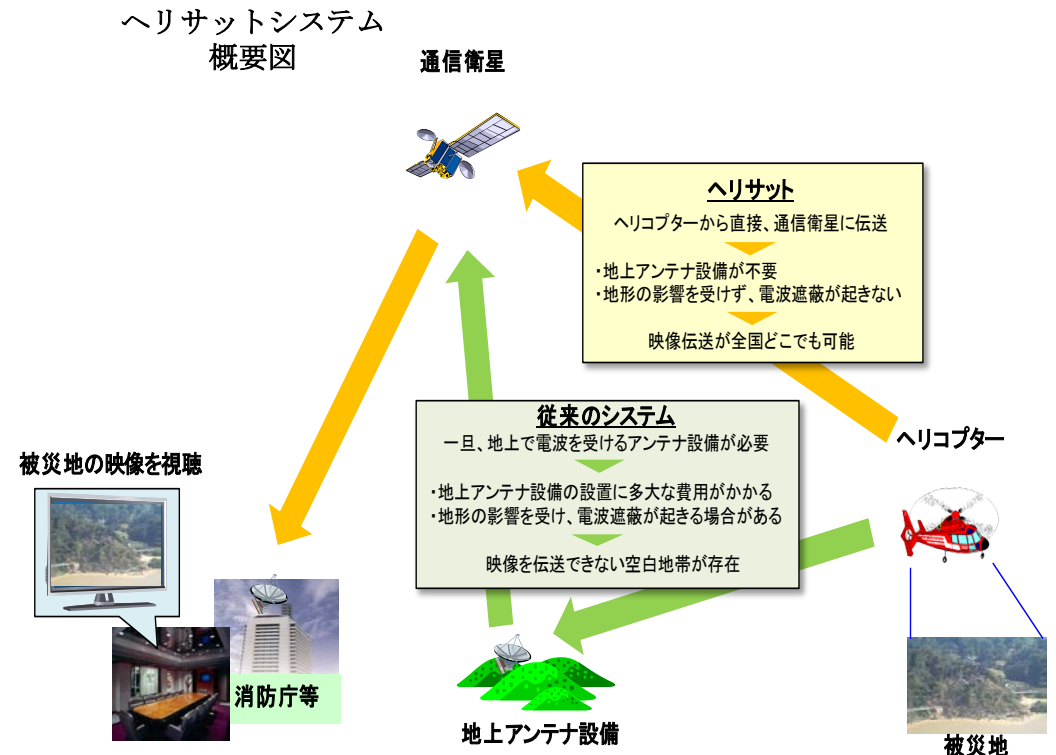
「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申（抜粋）」

消防庁及び緊急消防援助隊間の情報共有と緊急消防援助隊の広域的な情報収集体制を強化することが必要であり、そのためには以下の項目が求められる。

- ① リアルタイムで映像伝送を行うことができるシステムを搭載したヘリの導入。（別添 1 参照）
- ② 消防庁と緊急消防援助隊間で車両及びヘリコプターの動態情報を共有するシステムの機能拡大。（別添 2 参照）

ヘリサット・システム

○消防庁ヘリコプター全5機には、地上中継局を使用せず、飛行中の機体から直接人工衛星を経由して映像を送信できる「ヘリサット・システム」を無償使用制度により整備している。
 ※東京消防庁・京都市消防局・埼玉県・宮城県・高知県に配備。



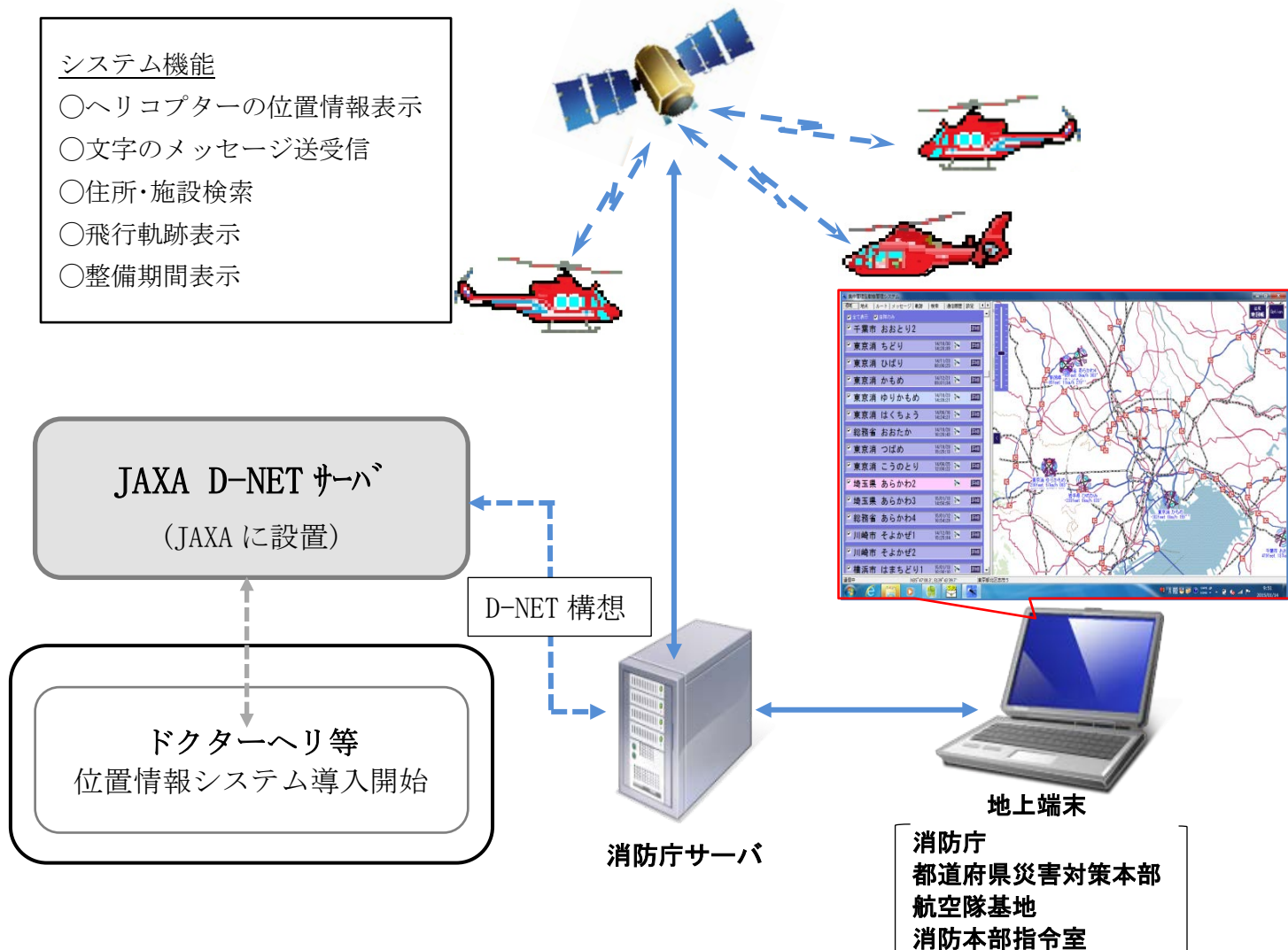
消防防災ヘリコプターの効率的な運用強化

ヘリコプター動態管理システム

システムの概要

- ヘリコプター動態管理システムは、飛行中のヘリコプターの位置情報を電子地図画面上に表示し、消防庁や各都道府県の災害対策本部、航空隊基地等に設置された地上端末において、リアルタイムで機体の位置情報等を把握。
- ヘリに搭載した機内端末と航空隊基地等の地上端末間で相互に文字メッセージの送信や住所・施設検索、飛行軌跡の表示が可能。
- 大規模災害発生時には、被災都道府県の災害対策本部に設置したヘリ運用調整部署や航空隊基地等において、多数集結する消防防災ヘリの位置情報をリアルタイムで把握し、その位置情報を元に活動区域や任務を割り振り、ヘリの効果的な運用を実施。

システムイメージ図



消防防災ヘリコプターに係る整備・発展等の経過について

昭和 41 年 消防機関 1 団体 1 機保有（東京消防庁航空隊創設）

昭和 42 年 ヘリコプターによる航空消防活動開始～以降消防機関航空隊が順次発足

昭和 55 年 北海道防災ヘリコプター導入～以降都道府県航空隊が順次発足

平成 元年 消防審議会「消防におけるヘリコプターの活用とその整備のあり方に関する答申」

日本の消防が将来にわたりその任務を十分に果たし、国民の信頼と期待に応えていくためには、以下の基本方針に基づき、消防防災ヘリコプターの整備を積極的に推進し、これを活用した消防活動を全国的に展開していくことが今後の重要な課題として示された。

- ① 消防ヘリコプターの必要性 ② 消防ヘリコプターの活用分野
- ③ 消防ヘリコプターの広域的運用 ④ 消防ヘリコプターの配置目標
- ⑤ 広域消防航空体制の整備 ⑥ 消防ヘリコプターに係る財源措置
- ⑦ 消防ヘリコプターの有効活用に必要な諸条件の整備

平成 5 年 消防庁「航空消防防災体制の整備の推進について」

審議会答申を踏まえ、各都道府県の区域に消防防災ヘリコプターを当面少なくとも 1 機以上配備することを目標とし、「航空消防防災体制整備計画」を策定、ヘリコプターの導入年度等を定め、消防防災消防活動への活用を積極的かつ計画的に推進していくこととした。

平成 6 年 消防庁「ヘリコプターの運航連絡協議会の設置について」

都道府県の保有する消防防災ヘリコプターの円滑な運航管理を図り、当該都道府県の消防防災体制の充実強化に資することを目的として設立された。

平成 7 年 阪神淡路大震災発生

機動力のあるヘリコプターの重要性が認められ、整備が加速した。

平成 8 年 全国航空消防防災協議会設立

消防防災ヘリコプターに係る地方公共団体相互の連絡協調を推進し、全国の住民の信頼に応える航空消防防災体制の確立に資することを目的として設立された。

平成 12 年 消防庁「ヘリコプターによる救急システムの推進について」

症例等及び地理的条件等に基づく救急ヘリコプターの出動基準ガイドラインが示された。

平成 15 年 都道府県航空消防隊の設置等

消防組織法、消防法が改正され、都道府県に航空消防隊を設けることとなり、都道府県知事が当該航空機を用いて市町村消防を支援することができるようになるとともに、都道府県航空消防隊に属する職員に消防吏員と一部同等の権限が付与されることとなった。

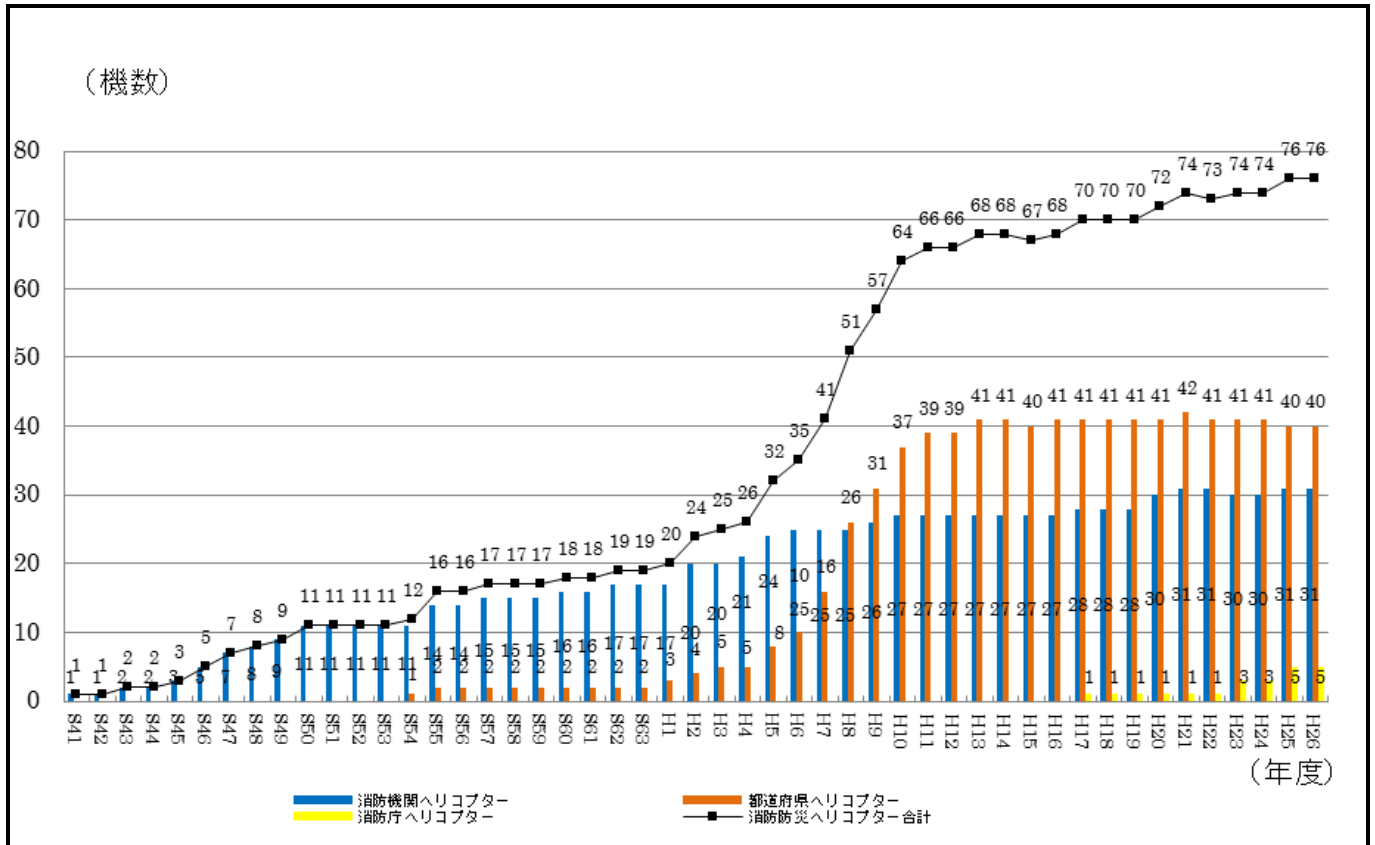
平成 19 年 消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会が実施され、運用上の緊急課題として以下の 3 点があげられた。

- ① 空中消火技術により効果的な活用のあり方
- ② 消防防災ヘリコプターの救急活動への積極的活用のあり方
- ③ 消防防災ヘリコプターの 3 6 5 日・2 4 時間運航体制構築のあり方

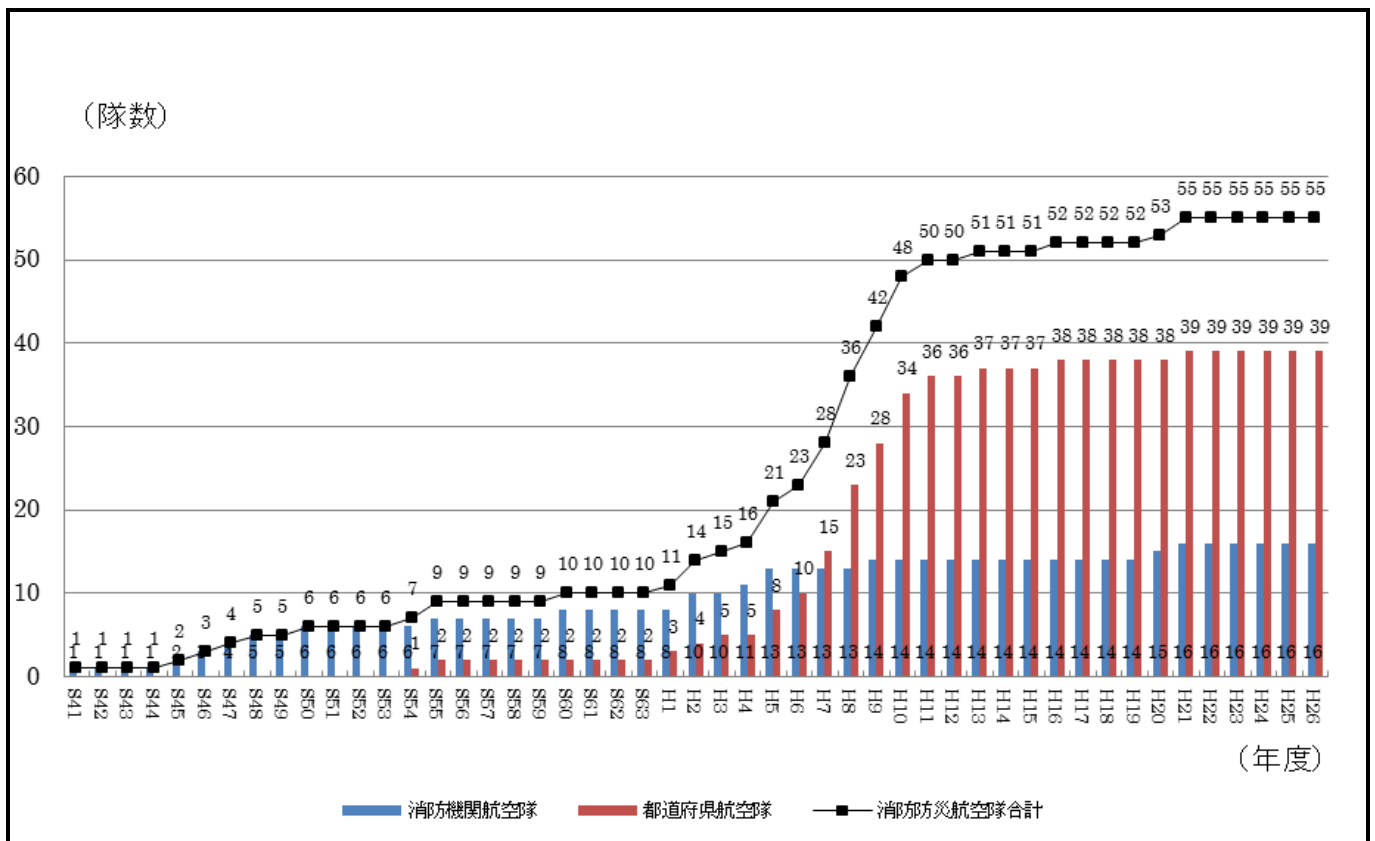
平成 27 年 消防庁が 5 機（東京消防庁、京都市消防局、埼玉県、宮城県及び高知県に無償使用）、消防機関が 3 1 機（東京消防庁、1 5 政令指定都市）、都道府県が 4 0 機（3 8 道県）の計 7 6 機を保有している。

消防防災ヘリコプター及び消防防災航空隊の推移

1 消防防災ヘリコプターの推移



2 消防防災航空隊の推移



消防防災ヘリコプターの配備状況

- 1 平成27年4月1日現在配備状況 76機（45都道府県、55団体）
 - (1) 消防庁保有ヘリコプター 5機（東京消防庁、京都市消防局、埼玉県宮城県、高知県に無償使用）
 - (2) 消防機関保有ヘリコプター 31機（東京消防庁、15政令指定都市）
 - (3) 都道府県保有ヘリコプター 40機（38道県）
- 2 未配備県
2県（佐賀県と沖縄県）
- 3 千葉県、神奈川県、京都府、大阪府、福岡県は消防機関の保有のみで、府県は保有していない

